東洋毛糸工業株式会社ト大阪毛糸紡績株式会社トノ合併ニ関シ商法第四百十四条ノ規定ニ依リ検査役ノ調査ヲ要スル場合ニ於テハ会社ハ其ノ調査ヲ終ルマデ合併ノ決議ヲ為スコトヲ得ス

前項ノ検査役ハ会社ノ申立ニ因リ裁判所之ヲ選任ス

第十条　合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対スル合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ割当ニ関スル事項ハ合併契約ニ之ヲ定ムヘシ

前項ノ株式ノ割当ニ関スル事項ハ合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ノ有スル株式ノ数ニ応シテ之ヲ定ムヘシ

第十一条　合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ割当ヲ為ス場合ニ於テハ合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ其ノ有スル株式ノ数ニ応シテ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ外金銭又ハ其ノ他ノ財産ヲ交付スルコトヲ得

第十二条　合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ割当ヲ為ス場合ニ於テハ合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ其ノ有スル株式ノ数ニ応シテ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ外金銭又ハ其ノ他ノ財産ヲ交付スルコトヲ得

第十三条　合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ割当ヲ為ス場合ニ於テハ合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ其ノ有スル株式ノ数ニ応シテ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ外金銭又ハ其ノ他ノ財産ヲ交付スルコトヲ得

第十四条　合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ割当ヲ為ス場合ニ於テハ合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ其ノ有スル株式ノ数ニ応シテ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ外金銭又ハ其ノ他ノ財産ヲ交付スルコトヲ得

第十五条　合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ割当ヲ為ス場合ニ於テハ合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ其ノ有スル株式ノ数ニ応シテ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ外金銭又ハ其ノ他ノ財産ヲ交付スルコトヲ得

第十六条　合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ割当ヲ為ス場合ニ於テハ合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ其ノ有スル株式ノ数ニ応シテ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ外金銭又ハ其ノ他ノ財産ヲ交付スルコトヲ得

第十七条　合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ割当ヲ為ス場合ニ於テハ合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ其ノ有スル株式ノ数ニ応シテ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ外金銭又ハ其ノ他ノ財産ヲ交付スルコトヲ得

第十八条　合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ割当ヲ為ス場合ニ於テハ合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ其ノ有スル株式ノ数ニ応シテ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ外金銭又ハ其ノ他ノ財産ヲ交付スルコトヲ得

第十九条　合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ割当ヲ為ス場合ニ於テハ合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ其ノ有スル株式ノ数ニ応シテ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ外金銭又ハ其ノ他ノ財産ヲ交付スルコトヲ得

第二十条　合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ割当ヲ為ス場合ニ於テハ合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ其ノ有スル株式ノ数ニ応シテ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ外金銭又ハ其ノ他ノ財産ヲ交付スルコトヲ得

第二十一条　合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ割当ヲ為ス場合ニ於テハ合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ其ノ有スル株式ノ数ニ応シテ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ外金銭又ハ其ノ他ノ財産ヲ交付スルコトヲ得

第二十二条　合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ割当ヲ為ス場合ニ於テハ合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ其ノ有スル株式ノ数ニ応シテ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ外金銭又ハ其ノ他ノ財産ヲ交付スルコトヲ得

第二十三条　合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ割当ヲ為ス場合ニ於テハ合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ其ノ有スル株式ノ数ニ応シテ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ外金銭又ハ其ノ他ノ財産ヲ交付スルコトヲ得

第二十四条　合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ割当ヲ為ス場合ニ於テハ合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ其ノ有スル株式ノ数ニ応シテ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ外金銭又ハ其ノ他ノ財産ヲ交付スルコトヲ得

第二十五条　合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ割当ヲ為ス場合ニ於テハ合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ其ノ有スル株式ノ数ニ応シテ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ外金銭又ハ其ノ他ノ財産ヲ交付スルコトヲ得

第二十六条　合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ割当ヲ為ス場合ニ於テハ合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ其ノ有スル株式ノ数ニ応シテ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ外金銭又ハ其ノ他ノ財産ヲ交付スルコトヲ得

第二十七条　合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ割当ヲ為ス場合ニ於テハ合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ其ノ有スル株式ノ数ニ応シテ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ外金銭又ハ其ノ他ノ財産ヲ交付スルコトヲ得

第二十八条　合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ割当ヲ為ス場合ニ於テハ合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ其ノ有スル株式ノ数ニ応シテ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ外金銭又ハ其ノ他ノ財産ヲ交付スルコトヲ得

第二十九条　合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ割当ヲ為ス場合ニ於テハ合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ其ノ有スル株式ノ数ニ応シテ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ外金銭又ハ其ノ他ノ財産ヲ交付スルコトヲ得

第三十条　合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ割当ヲ為ス場合ニ於テハ合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ其ノ有スル株式ノ数ニ応シテ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ外金銭又ハ其ノ他ノ財産ヲ交付スルコトヲ得

第三十一条　合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ割当ヲ為ス場合ニ於テハ合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ其ノ有スル株式ノ数ニ応シテ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ外金銭又ハ其ノ他ノ財産ヲ交付スルコトヲ得

第三十二条　合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ割当ヲ為ス場合ニ於テハ合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ其ノ有スル株式ノ数ニ応シテ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ外金銭又ハ其ノ他ノ財産ヲ交付スルコトヲ得

第三十三条　合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ割当ヲ為ス場合ニ於テハ合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ其ノ有スル株式ノ数ニ応シテ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ外金銭又ハ其ノ他ノ財産ヲ交付スルコトヲ得

第三十四条　合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ割当ヲ為ス場合ニ於テハ合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ其ノ有スル株式ノ数ニ応シテ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ外金銭又ハ其ノ他ノ財産ヲ交付スルコトヲ得

第三十五条　合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ割当ヲ為ス場合ニ於テハ合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ其ノ有スル株式ノ数ニ応シテ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ外金銭又ハ其ノ他ノ財産ヲ交付スルコトヲ得

第三十六条　合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ割当ヲ為ス場合ニ於テハ合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ其ノ有スル株式ノ数ニ応シテ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ外金銭又ハ其ノ他ノ財産ヲ交付スルコトヲ得

第三十七条　合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ割当ヲ為ス場合ニ於テハ合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ其ノ有スル株式ノ数ニ応シテ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ外金銭又ハ其ノ他ノ財産ヲ交付スルコトヲ得

第三十八条　合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ割当ヲ為ス場合ニ於テハ合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ其ノ有スル株式ノ数ニ応シテ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ外金銭又ハ其ノ他ノ財産ヲ交付スルコトヲ得

第三十九条　合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ割当ヲ為ス場合ニ於テハ合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ其ノ有スル株式ノ数ニ応シテ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ外金銭又ハ其ノ他ノ財産ヲ交付スルコトヲ得

第四十条　合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ割当ヲ為ス場合ニ於テハ合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ其ノ有スル株式ノ数ニ応シテ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ外金銭又ハ其ノ他ノ財産ヲ交付スルコトヲ得

第四十一条　合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ割当ヲ為ス場合ニ於テハ合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ其ノ有スル株式ノ数ニ応シテ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ外金銭又ハ其ノ他ノ財産ヲ交付スルコトヲ得

第四十二条　合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ割当ヲ為ス場合ニ於テハ合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ其ノ有スル株式ノ数ニ応シテ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ外金銭又ハ其ノ他ノ財産ヲ交付スルコトヲ得

第四十三条　合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ割当ヲ為ス場合ニ於テハ合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ其ノ有スル株式ノ数ニ応シテ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ外金銭又ハ其ノ他ノ財産ヲ交付スルコトヲ得

第四十四条　合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ割当ヲ為ス場合ニ於テハ合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ其ノ有スル株式ノ数ニ応シテ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ外金銭又ハ其ノ他ノ財産ヲ交付スルコトヲ得

第四十五条　合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ割当ヲ為ス場合ニ於テハ合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ其ノ有スル株式ノ数ニ応シテ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ外金銭又ハ其ノ他ノ財産ヲ交付スルコトヲ得

第四十六条　合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ割当ヲ為ス場合ニ於テハ合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ其ノ有スル株式ノ数ニ応シテ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ外金銭又ハ其ノ他ノ財産ヲ交付スルコトヲ得

第四十七条　合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ割当ヲ為ス場合ニ於テハ合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ其ノ有スル株式ノ数ニ応シテ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ外金銭又ハ其ノ他ノ財産ヲ交付スルコトヲ得

第四十八条　合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ割当ヲ為ス場合ニ於テハ合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ其ノ有スル株式ノ数ニ応シテ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ外金銭又ハ其ノ他ノ財産ヲ交付スルコトヲ得

第四十九条　合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ割当ヲ為ス場合ニ於テハ合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ其ノ有スル株式ノ数ニ応シテ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ外金銭又ハ其ノ他ノ財産ヲ交付スルコトヲ得

第五十条　合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ割当ヲ為ス場合ニ於テハ合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ其ノ有スル株式ノ数ニ応シテ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ外金銭又ハ其ノ他ノ財産ヲ交付スルコトヲ得

第五十一条　合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ割当ヲ為ス場合ニ於テハ合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ其ノ有スル株式ノ数ニ応シテ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ外金銭又ハ其ノ他ノ財産ヲ交付スルコトヲ得

第五十二条　合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ割当ヲ為ス場合ニ於テハ合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ其ノ有スル株式ノ数ニ応シテ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ外金銭又ハ其ノ他ノ財産ヲ交付スルコトヲ得

第五十三条　合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ割当ヲ為ス場合ニ於テハ合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ其ノ有スル株式ノ数ニ応シテ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ外金銭又ハ其ノ他ノ財産ヲ交付スルコトヲ得

第五十四条　合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ割当ヲ為ス場合ニ於テハ合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ其ノ有スル株式ノ数ニ応シテ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ外金銭又ハ其ノ他ノ財産ヲ交付スルコトヲ得

第五十五条　合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ割当ヲ為ス場合ニ於テハ合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ其ノ有スル株式ノ数ニ応シテ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ外金銭又ハ其ノ他ノ財産ヲ交付スルコトヲ得

第五十六条　合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ割当ヲ為ス場合ニ於テハ合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ其ノ有スル株式ノ数ニ応シテ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ外金銭又ハ其ノ他ノ財産ヲ交付スルコトヲ得

第五十七条　合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ割当ヲ為ス場合ニ於テハ合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ其ノ有スル株式ノ数ニ応シテ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ外金銭又ハ其ノ他ノ財産ヲ交付スルコトヲ得

第五十八条　合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ割当ヲ為ス場合ニ於テハ合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ其ノ有スル株式ノ数ニ応シテ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ外金銭又ハ其ノ他ノ財産ヲ交付スルコトヲ得

第五十九条　合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ割当ヲ為ス場合ニ於テハ合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ其ノ有スル株式ノ数ニ応シテ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ外金銭又ハ其ノ他ノ財産ヲ交付スルコトヲ得

第六十条　合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ割当ヲ為ス場合ニ於テハ合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ其ノ有スル株式ノ数ニ応シテ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ外金銭又ハ其ノ他ノ財産ヲ交付スルコトヲ得

第六十一条　合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ割当ヲ為ス場合ニ於テハ合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ其ノ有スル株式ノ数ニ応シテ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ外金銭又ハ其ノ他ノ財産ヲ交付スルコトヲ得

第六十二条　合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ割当ヲ為ス場合ニ於テハ合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ其ノ有スル株式ノ数ニ応シテ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ外金銭又ハ其ノ他ノ財産ヲ交付スルコトヲ得

第六十三条　合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ割当ヲ為ス場合ニ於テハ合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ其ノ有スル株式ノ数ニ応シテ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ外金銭又ハ其ノ他ノ財産ヲ交付スルコトヲ得

第六十四条　合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ割当ヲ為ス場合ニ於テハ合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ其ノ有スル株式ノ数ニ応シテ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ外金銭又ハ其ノ他ノ財産ヲ交付スルコトヲ得

第六十五条　合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ割当ヲ為ス場合ニ於テハ合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ其ノ有スル株式ノ数ニ応シテ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ外金銭又ハ其ノ他ノ財産ヲ交付スルコトヲ得

第六十六条　合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ割当ヲ為ス場合ニ於テハ合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ其ノ有スル株式ノ数ニ応シテ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ外金銭又ハ其ノ他ノ財産ヲ交付スルコトヲ得

第六十七条　合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ割当ヲ為ス場合ニ於テハ合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ其ノ有スル株式ノ数ニ応シテ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ外金銭又ハ其ノ他ノ財産ヲ交付スルコトヲ得

第六十八条　合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ割当ヲ為ス場合ニ於テハ合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ其ノ有スル株式ノ数ニ応シテ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ外金銭又ハ其ノ他ノ財産ヲ交付スルコトヲ得

第六十九条　合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ割当ヲ為ス場合ニ於テハ合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ其ノ有スル株式ノ数ニ応シテ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ外金銭又ハ其ノ他ノ財産ヲ交付スルコトヲ得

第七十条　合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ割当ヲ為ス場合ニ於テハ合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ其ノ有スル株式ノ数ニ応シテ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ外金銭又ハ其ノ他ノ財産ヲ交付スルコトヲ得

第七十一条　合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ割当ヲ為ス場合ニ於テハ合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ其ノ有スル株式ノ数ニ応シテ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ外金銭又ハ其ノ他ノ財産ヲ交付スルコトヲ得

第七十二条　合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ割当ヲ為ス場合ニ於テハ合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ其ノ有スル株式ノ数ニ応シテ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ外金銭又ハ其ノ他ノ財産ヲ交付スルコトヲ得

第七十三条　合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ割当ヲ為ス場合ニ於テハ合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ其ノ有スル株式ノ数ニ応シテ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ外金銭又ハ其ノ他ノ財産ヲ交付スルコトヲ得

第七十四条　合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ割当ヲ為ス場合ニ於テハ合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ其ノ有スル株式ノ数ニ応シテ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ外金銭又ハ其ノ他ノ財産ヲ交付スルコトヲ得

第七十五条　合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ割当ヲ為ス場合ニ於テハ合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ其ノ有スル株式ノ数ニ応シテ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ外金銭又ハ其ノ他ノ財産ヲ交付スルコトヲ得

第七十六条　合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ割当ヲ為ス場合ニ於テハ合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ其ノ有スル株式ノ数ニ応シテ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ外金銭又ハ其ノ他ノ財産ヲ交付スルコトヲ得

第七十七条　合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ割当ヲ為ス場合ニ於テハ合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ其ノ有スル株式ノ数ニ応シテ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ外金銭又ハ其ノ他ノ財産ヲ交付スルコトヲ得

第七十八条　合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ割当ヲ為ス場合ニ於テハ合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ其ノ有スル株式ノ数ニ応シテ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ外金銭又ハ其ノ他ノ財産ヲ交付スルコトヲ得

第七十九条　合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ割当ヲ為ス場合ニ於テハ合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ其ノ有スル株式ノ数ニ応シテ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ外金銭又ハ其ノ他ノ財産ヲ交付スルコトヲ得

第八十条　合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ割当ヲ為ス場合ニ於テハ合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ其ノ有スル株式ノ数ニ応シテ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ外金銭又ハ其ノ他ノ財産ヲ交付スルコトヲ得

第八十一条　合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ割当ヲ為ス場合ニ於テハ合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ其ノ有スル株式ノ数ニ応シテ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ外金銭又ハ其ノ他ノ財産ヲ交付スルコトヲ得

第八十二条　合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ割当ヲ為ス場合ニ於テハ合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ其ノ有スル株式ノ数ニ応シテ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ外金銭又ハ其ノ他ノ財産ヲ交付スルコトヲ得

第八十三条　合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ割当ヲ為ス場合ニ於テハ合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ其ノ有スル株式ノ数ニ応シテ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ外金銭又ハ其ノ他ノ財産ヲ交付スルコトヲ得

第八十四条　合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ割当ヲ為ス場合ニ於テハ合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ其ノ有スル株式ノ数ニ応シテ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ外金銭又ハ其ノ他ノ財産ヲ交付スルコトヲ得

第八十五条　合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ割当ヲ為ス場合ニ於テハ合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ其ノ有スル株式ノ数ニ応シテ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ外金銭又ハ其ノ他ノ財産ヲ交付スルコトヲ得

第八十六条　合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ割当ヲ為ス場合ニ於テハ合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ其ノ有スル株式ノ数ニ応シテ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ外金銭又ハ其ノ他ノ財産ヲ交付スルコトヲ得

第八十七条　合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ割当ヲ為ス場合ニ於テハ合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ其ノ有スル株式ノ数ニ応シテ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ外金銭又ハ其ノ他ノ財産ヲ交付スルコトヲ得

第八十八条　合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ割当ヲ為ス場合ニ於テハ合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ其ノ有スル株式ノ数ニ応シテ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ外金銭又ハ其ノ他ノ財産ヲ交付スルコトヲ得

第八十九条　合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ割当ヲ為ス場合ニ於テハ合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ其ノ有スル株式ノ数ニ応シテ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ外金銭又ハ其ノ他ノ財産ヲ交付スルコトヲ得

第九十条　合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ割当ヲ為ス場合ニ於テハ合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ其ノ有スル株式ノ数ニ応シテ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ外金銭又ハ其ノ他ノ財産ヲ交付スルコトヲ得

第九十一条　合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ割当ヲ為ス場合ニ於テハ合併ニ因リ消滅スル会社ノ株主ニ対シ其ノ有スル株式ノ数ニ応シテ合併ニ因リ設立スル会社又ハ存続スル会社ノ株式ノ外金銭又ハ其ノ他ノ財産ヲ交付スルコトヲ得

第九十二条　合併ニ因リ